

● ● ● 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合 (個人財産総合保険) ● ● ●

(1) 保険金をお支払いする場合

- 保険金をお支払いする事故については、「ご契約タイプ」によって異なりますので、必ず保険契約申込書に記載された内容をご確認ください。
【デラックスタイプ(A1/パターン)の場合】
- ① 火災・破裂または爆発
 - ② 落雷
 - ③ 風災・ひょう災・雪災
 - ④ 水災(床上浸水または地盤面から45cmをこえる浸水により損害を受けた場合、または損害割合が30%以上となった場合)
 - ⑤ 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ
 - ⑥ 盗難(保険の目的に生じた盗取、汚損、き損)
 - ⑦ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
 - ⑧ 騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為
 - ⑨ 破損等上記以外の偶然な事故

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ② 火災等の事故の際の紛失または盗難
 - ③ 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震・噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質に起因する事故
- なお、(1)⑨の事故については上記のほか、以下の場合等についても保険金をお支払いできません。
- ⑥ 差押さえ、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害
 - ⑦ 保険の目的のかけ
 - ⑧ 自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害
 - ⑨ 加工(建物の増築・改築・一部取りこわしを含む)、修理、調整作業上の過失、技術の拙劣による損害
 - ⑩ 擦損、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷(落書きを含む)であって、機能に支障をきたさない損害

- ⑪ 偶然、外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故による損害
- ⑫ 保険をつけた物の置き忘れまたは紛失
- ⑬ 詐欺・横領による損害
- ⑭ 土地の沈下、移動または隆起による損害
- ⑮ 風、雨、ひょう、砂じんの吹き込み、浸み込み、漏入による損害
- ⑯ 植物について生じた損害 等

(3) 保険料領収前に生じた損害

保険料(追加保険料を含む)を領収する以前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(4) ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の義務違反(告知義務、通知義務、損害発生時の義務)による場合

下記のご契約の際にご注意いただきたいことをご参照ください。

● ● ● ご契約の際にご注意いただきたいこと ● ● ●

(1) ご契約時にお知らせいただきたいこと (告知義務)

- ① 保険契約申込書の記載事項
ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されるか、保険金をお支払いできないことがあります。特に申込人の住所・氏名、保険の目的(保険をつけた建物の所在地、被保険者(補償を受けられる方)、建物の構造・用法、他の保険契約(保険の目的を同一とする他の保険)の有無などに注意ください。
- ② 他人のための契約
他人のために(他人の所有するものを保険の目的とする)保険契約をする場合には、必ずその旨を申込書に明記してください。明記していないときは、保険契約が無効となります。

(2) ご契約後にお知らせいただくこと (通知義務)

- ご契約内容に次の変更が生じた場合には、必ず事前にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 他の保険会社とこの保険と同様の補償をする他の保険契約を締結するとき。
 - ② 建物を売却・譲渡するとき。

(3) 建物の買替え・建替え

建物を買替えまたは建替えられる場合には必ず事前にお申し出ください。

(4) 「保険金額の調整に関する特約」による保険料の返還または請求について

長期のご契約の場合、建築費または物価の変動に伴い建物の価値が上昇または下落し、保険金額(ご契約金額)を調整する必要が生じる場合があります。この場合、「保険金額の調整に関する特約」が付帯されたご契約では、常にご契約者の皆様に十分な補償を受けていただくため、弊社より保険金額の増額または減額のご案内をさせていただいた上で、相当の保険料をご請求またはご返還することになります。なお、ご請求した保険料をお支払いいただけない場合には、全焼などの際に十分な補償が受けられなくなる他、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(5) 保険金をお支払いした後のご契約

損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額(再取得価額が限度)の100%となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお100%とならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

(6) 損害保険料控除

セキスイハイムオーナーズ保険の保険料は、一部特約を除き損害保険料控除の対象となります。

(7) 保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、中小企業基本法に定める「小規模企業者」またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金は原則として90%まで補償されます。ただし、家計地震保険はその全額が補償されることとなります。詳細は、弊社または引受保険会社までご照会ください。

東京海上日動のご契約者向けサービス この保険にご加入の皆様のためのフリーダイヤルサービスです。

東京海上日動安心110番 <small>年中無休24時間受付</small>	24時間受付サービス 事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでも、ご利用できます。	0120-119-110 <small>携帯・PHS OK!</small>
住まいの緊急アシスト <small>年中無休24時間受付</small>	水回り緊急サービス トイレ・風呂・台所の水漏れ、詰まりなどの水回りのトラブルの際に、業者を紹介いたします。(注) カギ開け緊急サービス 外出中にカギを紛失した場合などに、カギ開け業者を紹介いたします。(注) <small>(注) 紹介事業者のご利用にかかる費用(出張費・作業料・部品代など)は、お客様のご負担となります。離島など、一部地域ではご利用できない場合があります。</small>	0120-119-855 <small>携帯・PHS OK!</small>

- セキスイハイムオーナーズ保険の引受保険会社は、東京海上日動火災保険株式会社です。
- このパンフレットは、セキスイハイムオーナーズ保険の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご契約手続、その他の保険の詳しい内容は弊社へご照会ください。(建物をご契約される場合、住宅金融公庫等から融資を受けているときは、お引受ができません場合がありますのでご相談ください。)
- 弊社は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収書の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 保険期間が1年を超える契約の場合、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- セキスイハイムオーナーズ保険は預金等ではなく、預金保険の支払いの対象とはなりません。
- この保険商品に関するお客様のお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

なお、くわしくは「ご契約のおしり」をご覧ください。



◆ お問い合わせは、下記販売会社内のセキスイ保険サービス先担当まで

〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
 〒530-8665 大阪市北区西天満 2-4-4 (堂島関電ビル 4階) TEL. 06-6365-4091
 〒105-8450 東京都港区虎の門 2-3-17 (虎ノ門 2丁目タワー11階) TEL. 03-5521-0760
 〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社 関西営業第一部第二課



オーナーの方のためにご用意しました セキスイハイムオーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、東京海上日動「個人財産総合保険」のセキスイ用販売タイプのペットネームです。



ずっとう
笑顔でいたいから
いつまでも
安心がうれしいね。

セキスイハイム。



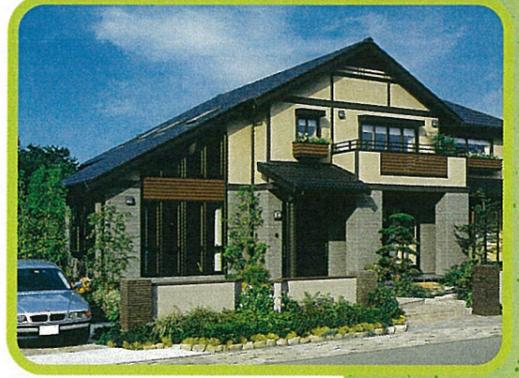
60年以上、快適に住み続け、
そして住み継ぐ住まいだから
しっかりと安心も手にしたいね。



セキスイハイム・ツーユーホームは
環境にやさしい住まいをご提供しています。
そしてセキスイハイムオーナーズ保険は
オーナーの方のために考えた
住まいと暮らしにやさしい保険です。



セキスイハイム



セキスイツーユーホーム



クラスティナ

セキスイハイムオーナーズ保険は…

永く、快適で、やすらぐ住まいををご提供するセキスイが
さらに、家への安心を深めていただけるようご提案する
オーナーの方のための長期火災保険です。

- ご契約タイプは、お客様のニーズにあわせて
3タイプから選べます。
- デラックスタイプ(補償重視型)
 - ベーシックタイプ(補償/コスト両立型)
 - エコノミータイプ(コスト重視型)

セキスイハイムオーナーズ保険のご契約の対象

対象は専用住宅(建物のみ)で、保険期間5年以上の物件です。
構造により対象とならない場合がありますので、詳細は弊社担当までご相談ください。

快適な暮らしを維持するために、お住まいのさまざまなリスクに備える 3つのタイプの「セキスイハイムオーナーズ保険」

このパンフレットの内容は次の契約を前提としてご案内しています。
 ●ご契約タイプ：デラックス、ベーシック、エコノミー
 ●損害額の決定方法：再取得価額
 ※再取得価額は、同等の建物を再築するのに必要な金額をいいます。
 上記ご契約タイプは、東京海上日動の個人財産総合保険の補償パターンでは、それぞれ、A1、X3、B4となります。
 「ご契約タイプ」および「損害額の決定方法」の詳細はご契約のしおりをご確認いただくとともに、ご契約にあたっては保険契約申込書の記載内容をご確認ください。

お住まいの損害を幅広く補償します。

火災や爆発・落雷による災害や破損など、建物のほとんどすべてのリスクに対して補償します。さらにお住まいの復旧に必要な修理費用は十分な補償を受けることができます。

実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いいたします。保険金だけで十分な復旧が可能です。

	火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク				
	1 火災・破裂・爆発	2 落雷	3 風災・ひょう災・雪災	4 水災 床上浸水、地盤面から45cmをこえる浸水、または損害割合が30%以上の場合	5 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	6 盗難による盗取・汚損・き損	7 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突など	8 騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	9 破損などの偶発な事故による損害 自己負担額3万円
ご契約タイプ									
デラックスタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベーシックタイプ	○	○	△	○	○	○	○	○	×
エコノミータイプ	○	○	△	△	×	×	×	×	×

○、△は
保険金お支払いの対象となります。
×は
保険金お支払いの対象とはなりません。

実損型(○)と一定額以上補償型(△)の違い
 ○：損害額から自己負担額(3万円)を差し引いて保険金をお支払いします。
 △：損害額が20万円以上になった場合に保険金をお支払いします。

完全実損型(○)と実損型(△)の違い	損害割合	30%以上	15%~30%未満	15%未満
○	○	損害額	損害額	損害額
△	△	損害額	保険金額×15%(300万円限度)	保険金額×5%(100万円限度)

セキスイハイムオーナーズ保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災などの損害については保険金は支払われません。地震等による損害については、別途地震保険を契約する必要があります。

被災時の 思わぬ出費を カバーします。

	費用リスク		
	地震火災費用補償特約 地震・噴火による火災で半焼以上の場合、保険金額の5%をお支払いします。(300万円限度)	罹災時諸費用補償特約 事故の際に必要なさまざまな費用をお支払いします。(損害保険金の30%、ただし、100万円限度)	再築時諸費用補償特約 建物に70%以上の損害が発生し、建て替える場合にかかる費用をお支払いします。
ご契約タイプ			
デラックスタイプ	○	○	○
ベーシックタイプ	○	△ 水災時は補償しません。	×
エコノミータイプ	○	△ 火災時のみ補償します。	×

その他、こんな損害もカバーします。

- 残存物の取り片付けに必要な費用
- 仮修理費用
- 仮設物設置費用

大切な家財の損害は…

家財については、別途お申し込みとなります。詳しくは、弊社担当までご相談ください。

これで万全！
次世代への安心も
補償されるね。



地震保険で万一の備え。

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失、によって建物や家財に一定の損害が生じた場合、保険金をお支払いします。



地震保険のお支払方法	損害の程度	お支払い保険金
	全損	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
	半損	地震保険のご契約金額の50%(時価の50%が限度)
	一部損	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

地震保険のご加入にあたって

- セキスイハイムオーナーズ保険とあわせてご契約いただけます。
- ご契約金額はセキスイハイムオーナーズ保険ご契約金額の30~50%相当額とし、5,000万円が限度となります。
- お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が4兆5,000億円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する4兆5,000億円の割合によって削減されます。
- 平成13年10月より住宅の耐震性能に応じた割引制度が導入され、住宅が一定の条件を満たしている場合に、所定の確認資料をご提出いただければ、地震保険料率に10~30%の割引が適用されます。詳しくは弊社までお問い合わせください。

